

令和5年度から下呂市は

学校徴収金の公会計化

をはじめました

県内初



学校の働き方改革のための業務改善（取組報告）

令和6年2月19日 下呂市教育委員会

フォームのURL（インターネット）

<https://logoform.jp/form/hPS3/490379>



📖 はじめに

下呂市教育委員会では学校給食費の公会計化にあわせて、令和5年4月から「学校徴収金の公会計化」を開始しました。

これまでは、学校ごとに管理、徴収を行っていた教材費などの学校徴収金を市が一元管理し、学校では教材等に係る現金徴収や購入に係る会計事務がなくなりました。

この取り組みは保護者のご協力のもと、下呂市と学校と教職員が一体的に取り組むことで、学校の働き方改革のための業務改善を実現をしています。

📖 もくじ

- 学校徴収金の公会計化とは
- どんな事を実施したの？
- 業務改善による効果はいかに？！
- 県内初！公会計化が実現できた3つのポイント
- 課題の研究と今後の目標

学校現場の声を
お届けします！！

様々な立場から考える

学校の働き方改革



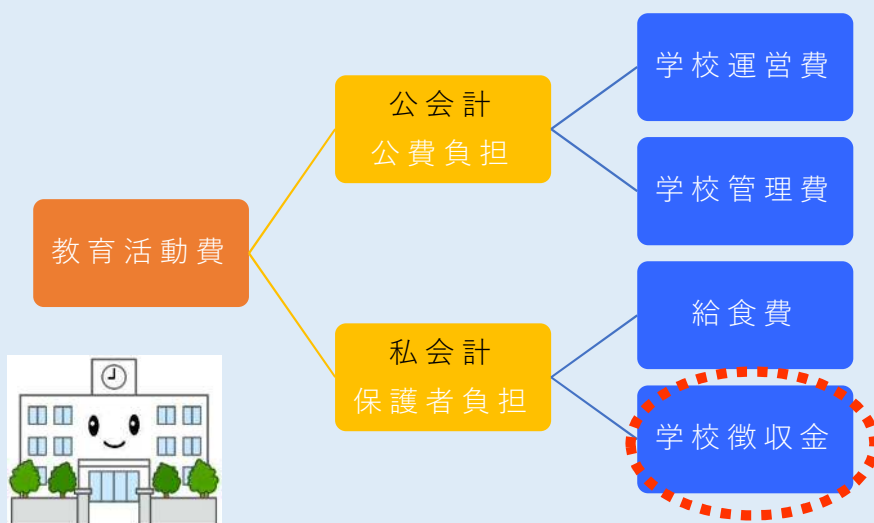
「実は、学校にはこんな業務もあるのです。」

(下呂市教育委員会事務局)

📖 学校徴収金の公会計化とは

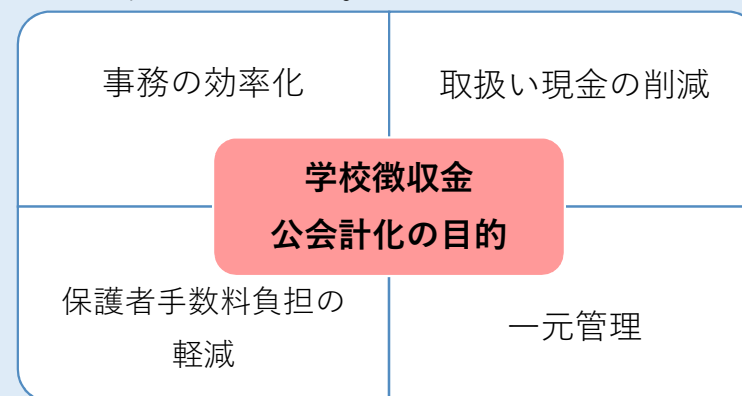
学校徴収金とは？

学校徴収金とは、教育活動において必要となる経費のうちで、受益者である児童生徒の保護者が負担をしている経費です。補助教材費、実習費、テスト代、校外活動費などがあります。



学校徴収金の公会計化

下呂市では令和5年度から学校徴収金を**市の一般会計（歳入・歳出）に組み込み、公会計化**をすることにより、市が一元管理を行い、保護者からの費用徴収もすべて行っています。



これまで学校ごとに行っていた学校徴収金の事務を下呂市の教育委員会事務局に移行し、県内初の業務改善を実現しています。



📖 どんなことを実施したの？～具体的な実施内容～

＜歳出管理＞市が補助教材の注文や支払いを行っています

①学校ごとで行っていた補助教材の現金徴収や購入に係る会計事務を市が一元管理

- ・学校の購入計画書に基づき市がとりまとめて発注。教材取り扱い業者への一括即時支払いを実現
- ・徴収業務との切り分けにより、保護者未納状況に影響されることがなく、業者への支払い遅延が解消
- ・契約行為に基づく適正な教材購入と学校への安定した早期供給の実現

②保護者が費用を振り込む手間を削減し、市が手数料を負担

- ・市が口座振替をする事により保護者の負担を削減

＜歳入管理＞市が保護者からの徴収を行っています

①徴収金管理システムを導入し、徴収業務をすべて行います

- ・徴収業務の一元管理を実現
- ・市が滞納整理を行うことで回収の効率化を実現
- ・保護者の申し出による扶助費からの充当や保護者の納付機会と利便性の向上を実現



給食費と学校徴収金は徴収金管理システムで一元管理

令和5年度学校徴収金事務 取扱い実績

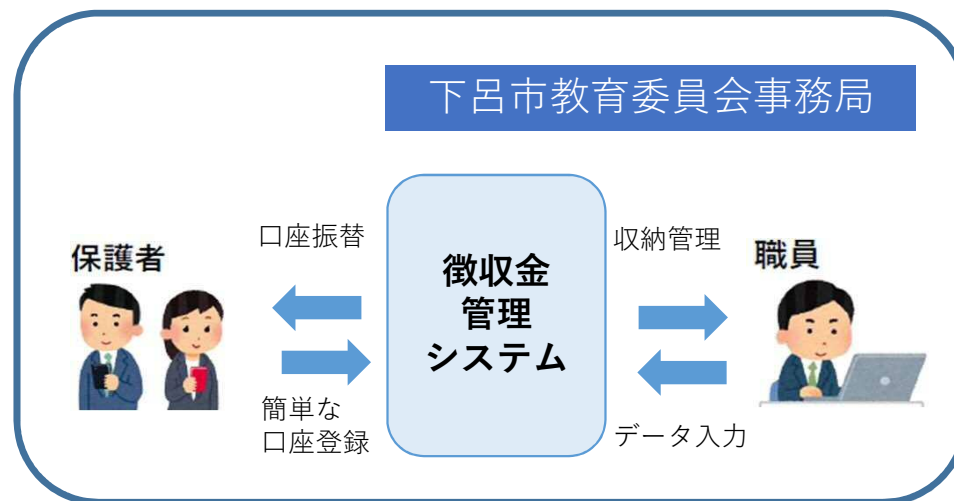
児童生徒数2063人分 1億2870万円

給食費☪ 103,530,400円

学校徴収金■ 25,177,768円

うち 補助教材費 (23,495,218円) 調理実習負担金 (167,050円)

スポーツ振興センタ災害共済費 (885,500円) 芸術鑑賞会負担金 (630,000円)



#

- ・書類のチェックや計算など時間や神経を費やしたが、作業がなくなったことで他の業務に取り組めた
- ・未納家庭への対応がなくなり、精神的負担がなくなった
- ・学校からお金のことで保護者とのやりとりするがなくなり関係性を壊さないように気を使わなくてよくなった
- ・保護者に会計監査で来校していただくこともなくなり、関係会議や業務の減少で時間外が減った
- ・管理していた通帳を廃止できた（各学年に1冊とした場合、市全体で約70冊が廃止！）
- ・現金の取り扱いがなくなったことで、不正や会計事故が発生するリスクがなくなった
- ・学校内部での職員同士のアドバイスや何人にもよるチェックを行うことがなくなり、解放された
- ・保護者は小学校入学時のみ口座が登録されれば他に事務手間もなくなり、費用を振り込むための手数料もないため、負担が減った
- ・公会計化をきっかけに、学校から現金をなくすという意識が高まり、修学旅行の積立などの預り金や、教材のあっせん購入などの扱いも改善できた
- ・教材取扱業者からは即時一括納入してもらえるので「ありがたい」との意見もある
- ・一元管理による書類の削減は、調書だけで各学年で20件程度あったものがなくなり、保護者通知のデジタル活用などで双方の利便性が向上している

公会計化による事務時間の削減とともに、さまざまな精神的負担も解消できています



📖 県内初！公会計化が実現できた3つのポイント

これまでどおり、学校ごとの裁量を残したまま「学校徴収金の公会計化」により学校から市へ事務を移行するためには、**市内のすべての学校徴収金事務を一定の基準に統一すること**が最大のポイントとなります。

「学校徴収金の公会計化」に関する業務改善が難しいといわれている理由はここにあると思います。
下呂市では

- (1) 学校組織における長年の学校事務の共同実施により、**一定の基準がすでに存在していたこと**
- (2) 学校管理職、学校事務職員、教員と市（事務局）との**良好な連携体制の構築ができていたこと**
- (3) 市の**デジタルツールやシステムの活用**により事務が効率化され、作業時間や労務の大幅な削減が図れていること

この3つのポイントにより学校徴収金の「公会計化」が実現されています！

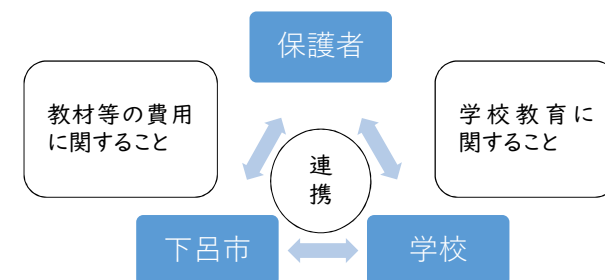
下呂市の取組みが紹介されています！



文部科学省ホームページ

令和5年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査

https://www.mext.go.jp/content/20240109-mxt_zaimu-000032988_1.pdf



教育現場におけるDX事例

わずか2名の職員でおこなうスマート事務 2000名以上の学校給食費と学校徴収金の徴収管理

- 収納消込（入金管理）
- 滞納整理
- 口座管理（振替・振込）
- 登録台帳管理
- 調定（徴収金管理）

会計システム
（総合行政情報システム）

- 市からのデジタル行政通知文書
- プライバシーに配慮した保護者への個別通知
- 認定通知、金額決定通知

電子通知アプリ
（xID）

- RPA（業務自動化ロボット）によるデータ転記、システム設定
- 膨大なデータの自動入力
- 口座登録、金額入力作業

RPA業務自動化ロボット
（EzAvater）

- 保護者一斉連絡
- グループ別連絡
- お便りのメール配信
- 周知案内配信
- 口座振替日の気づき周知

保護者周知連絡用
メールアプリ
（すぐーる）

- 保護者の行政手続き
- 電子申請、各種申込み
- アンケートの作成、集計
- 庁内業務のやりとり
- 口座オンライン登録

電子申請アプリ
（LOGOフォーム）

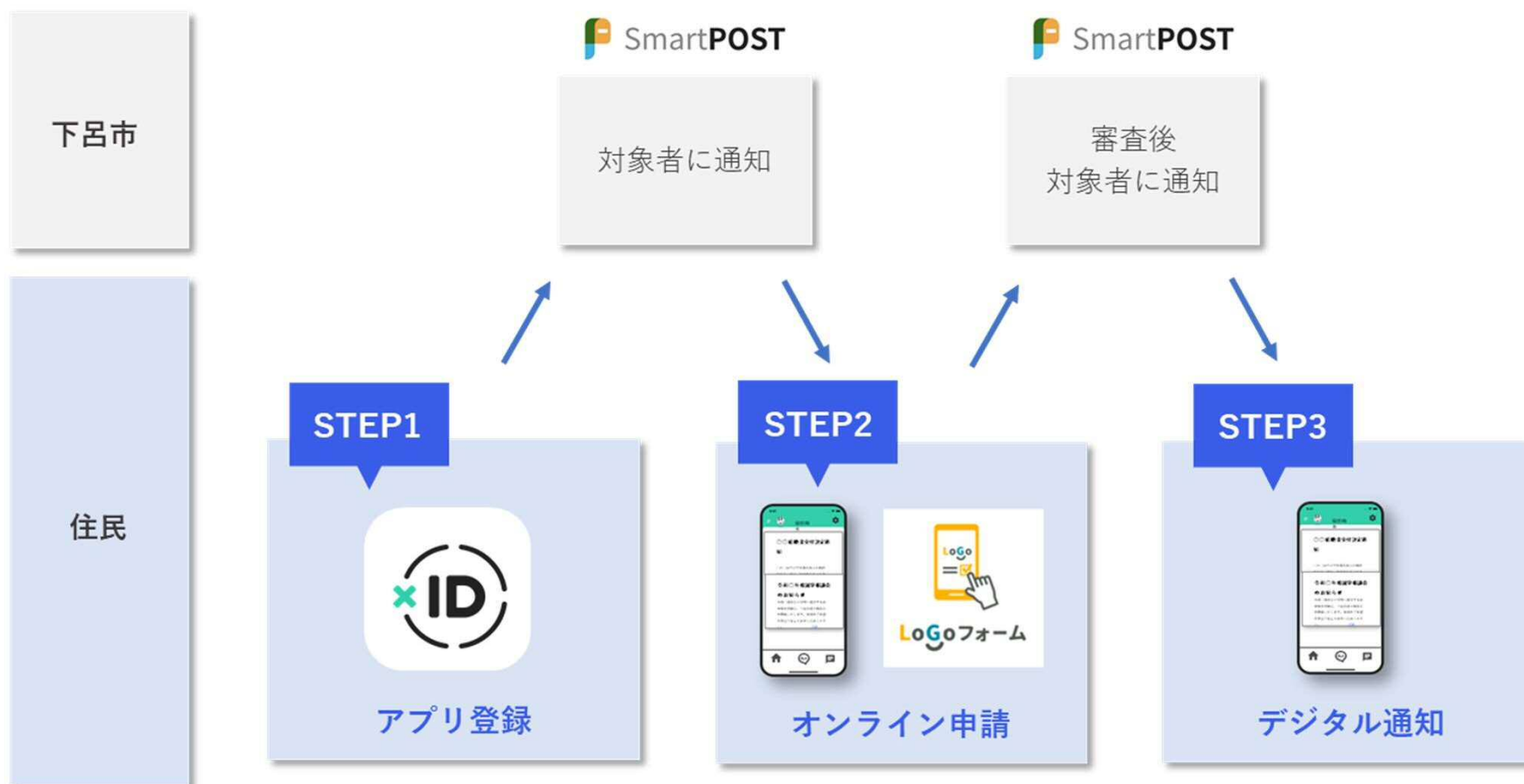
取扱実績額
給食費 103,530,400円
学校徴収金 25,177,768円

小学校 9校
児童数 1264名分

中学校 6校
生徒数 795名分

デジタル完結の流れ

処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方（デジタル庁）



デジタル業務自動化（例：口座登録）

デジタル完結 + 業務自動化



電子申請ツール



CSVで出力



RPAツール



支払システム



自動入力
確認作業も自動化

📖 課題の研究と今後の目標

下呂市はこれからも残された課題にアプローチを続けます！

公会計化は様々なメリットがありますが、この取組みを実施したことにより課題も明確化されています

- ・補助教材費（消耗品費）以外で学校に残された私会計の改善に取り組めます

→R6年度は校外活動費を公会計化予定

- ・一元管理による統制のため、教材選定に多少の制限（期限や様式）が発生したことや突発的な転入学などにも柔軟に対応できる仕組みの構築を行います

- ・事務処理のさらなる効率化と誰でも簡単に処理できるように汎用性のある手順を明文化します

→学校職員や保護者向けに、ホームページの充実やデジタルを活用した周知啓発を活発に行います

学校徴収金 事務スケジュール

2月	新年度準備	新1年生	口座登録開始
3月	新年度用システム設定		
4月	補助教材の選定	契約発注・納品開始	
5月	児童生徒の徴収額の確定	保護者通知	
6月	教材費	第1期分振替（一括納付あり）	
7月	教材費	第2期分振替	
8月	教材費	第3期分振替	
9月	教材費	第4期分振替	
10月	一斉催告		
2月	不用額の確認、保護者への還付開始		

学校徴収金公会計化に向けた 基本的統一事項

- ①今後の取扱の可否の判断基準は学校教育法第34条第4項「教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる」とある中の「教材」にあたるものであること。
- ②保護者が市販品等で購入可能なものについて便宜を図ることは出来ない。

品名	統一事項
ノート類	指導上統一が必要であると校長が認めるノート（例：小学校1年生の12mm方眼のもので全児童規格を揃えたい等）や、書写ノートなどの特殊なものは徴収金とすることが可能。一般的に購入可能なもの（規格を揃える必要が無いもの）は徴収金とすることが不可（例：一般的な5mm方眼ノート等）。
ファイル	徴収金とすることは不可。クリアファイルやフラットファイルは紙と同様の扱いとし公費購入で対応。
分度器、三角定規、コンパス等	分度器、三角定規、コンパス等。徴収金とすることは不可。児童生徒個々に準備する。
名札	徴収金とすることは不可。児童生徒個々に準備する。入学時の学用品購入に含める、入学説明会時等での学校での業者販売の検討等で対応。
ゴム印	徴収金とすることは不可。公費購入で対応。使用目的を明らかにして公費購入で対応（電子化も進んでいるので要否を各校で検討する）
電池	教材とセットになっているのであれば徴収金とすることが可能。単品での購入は徴収金とすることは不可。その場合は児童生徒個々に準備する。
紙・書初め用紙	徴収金とすることは不可。公費購入で対応。
裁縫用練習布	教材カタログにある教材であれば徴収金とすることが可能。一般的な布であれば徴収金とすることは不可。その場合は児童生徒個々に準備する。
入学写真、卒業写真等	徴収金とすることは不可。保護者と業者間での直接購入や、データでの配信で対応。やむを得ない場合は現金徴収。
調理実習材料費	→1回あたり小50円、中100円調理実習負担金を学校徴収金として徴収。材料費は振興費消耗品費から公費として支出をする。不参加は返金
芸術鑑賞会 災害共済掛金	不参加児童分は徴収しない。徴収済の場合は返金（未振替分の調定額変更を含む）する。
生徒会費、学級費、学年費	徴収金とすることは不可。購入する物品により公費購入対応等を検討。
見学科、入場料、運賃等	社会見学の際の見学科・入場料や、JR等を使用した際の運賃（特支遠足等）は徴収金とすることは不可。児童生徒個々に持参する。→R6から一部変更予定

事務処理内容	統一事項
補助教材購入計画書	「補助教材等購入計画及び承認書」により報告。報告時期は3回。教材名はカタログに記載通りの名称で記載すること。
積立会計	徴収金とすることは不可のため令和4年度末をもって解消をする。原則は保護者に返金とする。ただし、既に積み立て目的のための集金を完了している場合（例：令和5年度の修学旅行について、令和4年度中に全額分の積み立てのための振替が完了している等）は、そのままプールしておいて目的のために使用しても良い（ただし、令和5年度に限る）。今後は、各学校での定期的積み立ては行わない。保護者と業者間での直接支払に移行していくなどを検討する。
通帳	不要となるものは令和4年度末に解約する（各学級会計、給食部）
振替月および金額設定	徴収時期は、小学校は6,7,8月、中学校は6,7,8,9月。全期前納の場合は6月で一括振替。各月の振替額は定額（小中共に5,000円）とし、5,000円に満たない金額が生じた時は当該金額を直近の振替月に振替を行う。この場合、以降の振替月における振替は実施しない（この取扱は教材費に限るもので、学校共済掛金や各種保護者負担金は対象外）。期別の振替金額が1000円に満たない場合は、その月の前の月に上乗せすること。

□ 公会計化の実施にむけた実務について

＜まずは、おおむねのルールの一掃が必要です。＞

①学校ごとで行っていた事務の実態を確認し、学校現場で必要なルールを決めました。

下呂市では、学校事務の共同実施により、すでに学校徴収金のルールがおおむね統一されていましたが、あらためて、個々の先生が補助教材を選定する際に参考となる品目等のルールを策定し、明文化をしました。

※学校向けのルールについては、前頁の基本統一事項をご覧ください。

補助教材費（保護者が負担する金額）の市内の平準化を図り、市が予算内での運用を行っていくために、保護者から徴収するひとりあたりの金額の上限を決めています。上限：小学校20,000円、中学校25,000円）なお、上限額は、毎年1回、新年度予算の策定時に校長会での協議を図ります。

歳入出ともにR6予算は、小学校人数×上限額15,000円、中学校人数×上限額20,000円で計上しています。

②徴収ルールを統一し、保護者への周知を行いました。（1月以降）これまでは、学校が引き落としを行うために保護者が登録できる口座については、学校があらかじめ金融機関を指定する場合もありましたが、公会計化を行うことにより、市の指定金融機関（下呂市は8つ）を選択できるようになりました。口座の振替に関しては、市内統一を図り、周知を行っています。

（1）口座振替日毎月25日

（2）振替回数小：年3回中：年4回

（3）徴収方法口座振替

再振替なし

督促は納付書送付

※コンビニやクレジット納付は検討中
手数料は、下呂市負担です。公会計化により保護者の納付機会の促進をしました。

①教材費（学校徴収金）と②給食費の金額について

学校でお子さんにかかる①教材費（学校徴収金）と②給食費の金額につきましては、新年度5月までに確定します。5月以降に学校を通じて、確定した集金額（口座引落しの金額）と納付月（引落しの月）のお知らせをしますので、集金（口座引落とし）の通知にてご確認ください。

なお、年間の予定額は、おおよそですが、下記の金額を予定しております。

【中学校】

○教材費（上限額）約 20,000 円（年4回：月々5,000 円 ※教材費は、6月に全額一括での納付も可能）

○給食費（200食）約 60,000 円（年10回：月々6,000 円）

【小学校】

○教材費（上限額）約 15,000 円（年3回：月々5,000 円 ※教材費は、6月に全額一括での納付も可能）

○給食費（200食）約 52,000 円（年10回：月々5,200 円）

※上記は、目安金額です。実際の金額は、5月以降のお知らせが確定通知となります。

※修学旅行費や部活動に関する費用、PTA会費等のその他費用は、教材費に含まれておりません。

口座振替日（納期限）について 教材費・給食費・放課後児童クラブ利用料は、25日が振替日

令和5年度以降の口座振替日（納期限）は、毎月25日になります。

※振替日が土日祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

口座振替月は、下記の予定です。

○教材費

中学校は、年4回を予定しています。6月・7月・9月・10月

小学校は、年3回を予定しています。6月・7月・10月

○給食費

小中学校ともに、年10回（5月～2月）

○放課後児童クラブ利用料

利用月の翌月

教材費は、6月に一括で全額納付をすることができます。

教材費につきましては、中学校（年4回）、小学校（年3回）の毎期別に口座振替を行う以外に、年間の教材費（合計金額）を一括で全額納付をすることができます。一括での全額納付を希望される場合は、口座振替依頼書の「全納」に○をつけてご提出ください。（一括納付の場合の口座振替月は、6月のみとなります。）※給食費の一括納付は行っておりません。

③保護者へ口座登録にかかる手続きのお願いをしました。

1月頃：一度登録をすれば、9年間有効とする。
(変更も可能)

多子世帯でも、登録口座は、世帯に1つに統一としていただく。

④口座振替を行うためのシステムへの入力には、RPA（ロボット）を使用し、自動入力での登録を行いました。
参考口座登録のご案内保護者向けの口座登録の方法はこちらをご覧ください。

<https://logoform.jp/form/hPS3/200963>



保護者への口座登録の案内を丁寧に行い、未登録の世帯には、学校を通して再案内をするなど、全世帯が4月までに登録を完了しています。

【登録前に準備するもの】

引き落とし口座の
・通帳・印鑑
・キャッシュカード



・お届けした封筒
・口座振替依頼書・学校給食喫食届出書



○通帳の表紙をめくります。
口座番号、口座名義人などがわかるページを撮影。



【口座の登録と記入について】

(1) 登録できる金融機関は下記の8つです。

飛騨農業協同組合	益田信用組合
十六銀行	大垣共立銀行
高山信用金庫	関信用金庫
八幡信用金庫	ゆうちょ銀行



(2) 口座名義人は、保護者です。

保護者を引き落とし口座名義人としてください。

※申請者と口座名義人は、別々の保護者名であっても登録できます。

・(例)申請者が父、通帳は、母の場合

※お子さん名義の口座は登録できません。

(3) 納付義務者は、お子さんです。



口座振替依頼書の納付義務者の欄には、世帯の中のすべての小中学生のお子さんの氏名を書いてください。



(4) 印かんを押す際は、慎重に！

印 はっきり!かすれなく!明確に!

・口座振替依頼書へ銀行印を押す際は、特に、慎重に行ってください。

・書類の不備で一番多いのは、押した印かんの「ぶれ」や「かすれ」です。

・書類不備となりますと、再提出となります。

・書き損じや、印かんの押し誤りで、新しい用紙が必要となった場合は、躊躇なく学校へお申し出ください。

【提出先について】

ゆうちょの方は、提出先にご注意ください



●ゆうちょの方

- 学校給食喫食届出書のみ
⇒ 封筒に入れて学校へ提出
- 口座振替依頼書と通帳とお印をもって
⇒ 郵便局の窓口へ 直接持ち込みください。

●銀行(ゆうちょ以外)の方

- 口座振替依頼書
- 学校給食喫食届出書
⇒ 2つとも封筒に入れて学校へ提出します

<その他各種手続きが必要です。>

⑤管理システムの導入と設定

一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター《総合行政汎用調定システム》

9か月（9月：導入予算確保→依頼→導入委託契約→10月～11月頃：導入にかかるシステム設定→2月：動作テスト→3月：口座登録→5月：振替データ入力→6月：本番）

⑥市の例規制定：保護者から市が徴収するための規則の制定

3か月（作成→内部審査→制定）

⑦金融機関との契約事務手続き、振替テストの実施

3か月（周知予告、事務手続き、振替テスト）

⑧教材販売業者との契約や購入に関する周知

1か月（市との契約が必要になる事や発注から納品、請求に関する事務の内容の確認）

⑨4月当初に学校から提出される補助教材届出をもとに、全品の単価契約をし4月の納品をしてほしい教材を一斉発注（5月以降の品物は、必要月の1か月前までに随時発注）

⑩4月10日前後に学校に納品あり（学校ごとに検品）

⑪教育総務課で請求書を受け取りまとめて支払い

※⑤～⑧の手続きは同時進行



参考



【文部科学省通知】

- ・学校現場における業務改善のためのガイドライン(H27.7.27)
- ・学校現場における業務の適正化に向けて(H28.6.13)



平成28年6月には、文部科学省のタスクホース「学校現場における業務の適正化に向けて」の通知のなかで、「学校徴収金会計業務（給食費、教材費など）の負担から教員を解放する（公会計化）」という改善方策も提案されている。

【学校教材費等の公会計化事業 取組事例】

兵庫県稲美町・鳥取市・大阪市・西宮市・宇都宮市・京都市・神戸市・東京都町田市など。
なお、県内では教材費の公会計化は前向きな検討はあるが令和5年度現在の実施事例はなく、
下呂市は下校時刻の繰上げの取り組みとともに、学校の働き方改革の改善にむけた県内初の実現となります。